

災害時要援護者のための

## 安否確認実施マニュアル

豊 中 市

平成14年4月作成

平成16年12月一部改正

平成19年4月一部改正

平成23年4月一部改正

## 災害時要援護者のための安否確認実施マニュアル

### 1. 目的

平成7年（1995年）1月17日未明に発生した『阪神・淡路大震災』は、わたしたちのまち豊中はもとより、各地に甚大な被害を与え、6000人以上もの尊い命を奪いました。

災害はその予測が難しく、いつ何時わたしたちの身にふりかかってくるのかわかりません。特に、災害時の人的被害を最小限にするためには、その発生から行動を起こすまでの時間をいかに素早くするかにかかっており、その中で、いざという時に自力で避難することが困難であったり情報の収集が難しい援護を必要とするの方（以下、「要援護者」という。）がたくさんおられます。

そこで、この『阪神・淡路大震災』を教訓に、行政機関はもとより地域住民が主体となり、要援護者を対象に、災害時に生命の安全を確認するための取り組み（以下、「安否確認」という。）を行うことを目的とします。

### 2. 制度の概要

この制度は、市内在住の要援護者を対象に、安否確認対象者リスト登録シート兼同意書にもとづき、あらかじめ安否確認対象者リスト（以下、「対象者リスト」という。）を作成し、災害時には、その対象者リストにもとづいて豊中市をはじめ、校区福祉委員会や民生・児童委員協議会（以下、「安否確認実施機関」という。）が安否を確認し、この情報をもとに適切な支援等が講じられるようにするものです。

### 3. 制度の仕組み

#### (1) 災害発生時の定義

この事業の対象となる災害発生時とは、次のいずれかに該当する場合とします。

- ①大規模災害が発生し、またはその恐れがあると市長が判断し、災害応急対策のため災害対策本部が設置され、安否確認実施機関により安否確認を行う必要があると判断された場合
- ②市内で震度6弱以上の地震が観測された場合

#### (2) 安否確認対象者

- ① 身体障害者手帳1級または2級所持者（児）
- ② 療育手帳A所持者（児）
- ③ 概ね65歳以上で一人暮らしの者で、且つ、災害時の自力避難に不安を抱く者
- ④ 介護保険制度による要介護状態区分が要介護3、要介護4、要介護5と認定された者
- ⑤ 前各号に掲げる者のほか、災害時の自力避難に不安を抱く者で、市長が特に必要と認めた者

#### (3) 対象者リストへの登録・作成等

あらかじめ『安否確認対象者リスト登録シート兼同意書』〈※1〉は個別訪問や郵送により配布して、制度の説明などを行っております。登録を希望される方は、民生委員・児童委員に手渡すか、市担当課まで返送してください。用紙が回収されて初めて登録されることとなります。

また、制度運用開始後の転入者など、新規登録の受付は、各種福祉事業の申請時や諸手続きの機会に、関係課窓口で登録を呼び掛けたり、市広報

などでもお知らせします。

市は、これをもとに『安否確認対象者リスト』〈※2〉を作成します。  
この対象者リストは、災害時の安否確認のほか、平常時の安否確認訓練時にも使用します。

※1 様式第1号

※2 様式第2号

#### (4) 対象者リストの管理・更新方法

##### ① 管理方法

市担当課（高齢者支援課、障害福祉課）、市消防本部指令情報課及び安否確認実施機関で、個人情報保護条例に基づき厳重に管理します。

##### ② 更新方法

市は、民生委員・児童委員や関係各課が収集した情報をもとに、定期的（年2回程度）に対象者リストの更新を行うものとします。

市は、平常時において、登録者の情報の把握に努めるものとします。

#### (5) 災害時における安否確認実施機関への対象者リストの受け渡し方法

① 安否確認対象者リストは、安否確認実施機関の代表者等が保管するものとします。

② 安否確認実施機関の代表者等が安否確認対象者リスト保管に際しては、豊中市個人情報保護条例の主旨及び豊中市災害時要援護者安否確認事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定にもとづき紛失等がないように適正な管理下に置くこと。

#### (6) 安否確認実施機関による安否確認方法

① 安否確認実施機関は、各校区の小学校の体育館付近に参集するものとします。

② 安否確認実施機関の代表者等は、対象者リストにもとづいて担当の地

区分けを行い、電話や戸別訪問等により安否確認を行います。また、現地だけでなく、避難所などにおいても各種情報収集を行い、安否確認に努めるものとします。

- ③ 戸別訪問による安否確認に際しては、建物の倒壊危険等のおそれがあるときには建物内へ進入しての確認は行なわないこととします。
- ④ 安否確認対象者が建物や家具等の下敷きや生き埋め等になっているときには付近住民に救出と消防機関への通報を依頼します。

#### (7) 安否確認実施機関と市、安否確認担当者との連携

- ① 安否確認実施機関の代表者は、小学校に到着すればとよなか移動通信システム（移動無線）等により安否確認に着手する旨の連絡を行いません。
- ② 災害対策本部では、発災後、概ね1時間を経過しても安否確認着手連絡がない場合には対象者リストをもった職員を学校へ派遣します。
- ③ 発災後、概ね2時間後に豊中市災害対策本部（健康福祉部）は、安否確認担当職員を各小学校に派遣し安否確認実施機関と連携し安否確認に努めます。

#### (8) 安否確認情報の集約・報告

- ① 安否情報は、安否確認実施機関の代表者等が中心となって集約し、各小学校区単位で取りまとめます。
- ② 豊中市災害対策本部（健康福祉部）の安否確認担当職員は、とよなか移動通信システム（移動無線）等により災害対策本部（健康福祉部）に報告を行います。

#### (9) その他

- ① 平常時の訓練について

対象者リストにもとづいて訓練を行う場合には、豊中市災害対策本部、健康福祉部安否確認担当職員が訓練参加しマニュアルにもとづいた訓練内容か、また制度上の課題がないかを検証します。

② 訓練時の啓発について

訓練に際しては、安否確認対象者へ実施要綱第4条第1項の変更事項の事前届け入れや災害時の安否確認上の留意事項について文書啓発を行なうこととします。

③ 安否確認実施機関の異動報告

災害保険変更手続のため実施機関の人事に変更があったときは、変更後の組織表を提出することとします。

④ 安否確認ができなかったときの次善措置

建物の倒壊、座屈等で安否確認実施機関による安否確認対象者の安否確認が実施できない場合は、その内容等を災害対策本部に連絡することとします。

連絡を受けた災害対策本部では、安否が確認できない安否確認対象者の安否確認を行うこととします。

このマニュアルは、豊中市災害時要援護者安否確認事業実施要綱に基づき策定したものです。

# 【災害時における安否確認等の実施フロー】

